

「ふるさと名物」ロゴマーク使用規約

平成27年8月25日

経済産業省中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課

1. 目的

- (1) 国は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき、国と地方が一体となって、「ふるさと名物」の開発や販路開拓等に取り組む中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」といいます。）を広く応援することで、地域のブランド力を向上させ、地域の売上や雇用の増大、地域経済の好循環につなげていくために、中小企業者による地域産業資源（以下「地域資源」といいます。）を活用した事業（以下「地域資源活用事業」といいます。）を支援しています。
- (2) 「ふるさと名物」ロゴマークは、「ふるさと名物応援宣言」（後述）の対象となっている「ふるさと名物」について統一感のある訴求を通じ、地域の中小企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けて情報発信力を高めることを目指しています。
- (3) 「ふるさと名物」ロゴマーク使用規約は、自治体や事業者等が「ふるさと名物」の普及促進やブランド化を目的として「ふるさと名物」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。
なお、中小企業庁は、施策の普及を目的として適宜使用します。

2. ロゴマークの内容

Furusato Meibutsu Logotype カラータイプ



CMYK	PANTONE	RGB
M 100% Y 100%	485C	R 197 G 0 B 24
スエ 100%	Process Black C	R 37 G 30 B 28

※ロゴ周りに濃縮な色や模様、写真などがある場合



※アタリワイ



※ロゴ周りに濃縮な色や模様、写真などがある場合



※アタリワイ

Furusato Meibutsu Logotype モノクロタイプ



※下記の図記号はスエ色の場合と異なります

CMYK	PANTONE	RGB
スエ 100%	Process Black C	R 37 G 30 B 28
スエ 70%	Process Black C 70%	R 113 G 112 B 113

※ロゴ周りに濃縮な色や写真などがある場合



※アタリワイ



※ロゴ周りに濃縮な色や写真などがある場合



※アタリワイ

3. ロゴマークの使用

- (1) 市区町村は、中小企業庁が公表する「ふるさと名物応援宣言」のガイドラインに沿ったものとして中小企業庁のウェブサイトに掲載されている「ふるさと名物応援宣言」と、それに関連する活動において使用できます。また、事業者その他の関係者は、当該宣言において応援対象となっている「ふるさと名物」に関係する事業・支援・協力等において、「ふるさと名物」に関する商品・サービス群にロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動等を展開することができます。その場合、当該宣言を行った市町村は、事業者その他の関係者がロゴマークを使用する際の、ロゴマークの使用に関する方針を定めることができます。
- (2) 「ふるさと名物」に関して、広く広報することを目的としてメディア関係者等が使用する場合は、中小企業庁の使用許諾があれば使用できます。
- (3) ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (4) 次のような使用をすることはできません。以下のような不正な使用を行った場合は、ロゴマークの使用許諾の取消又は停止などの措置をとることがあります。
 - <1> 法令や公序良俗に反する方法で使用する
 - <2> その他、「ふるさと名物応援宣言」の趣旨に鑑みて、相応しくない方法で使用する

4. 使用状況の報告

中小企業庁は、ロゴマークを使用している市区町村、メディア関係者等及び事業者その他の関係者に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

5. 規約の改訂

本利用規約は、中小企業庁により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。